

資料0

第3回 屋外広告物審議会資料

【目 次】

- 前回の振返り…資料1
- パブリックコメントについて…資料2
- 沿道ビル説明会について…資料3
- 大通地区と駅前通地区の交差部分の取扱いについて…資料4
- 指定告示（案）について…資料5
- その他／バス停上屋へのデジタル広告について…資料6

資料 1

前回の振り返り

【前回結論としての最終案】

	大通地区【準拠】	通常区域
屋 上	不 可【南口第一】	高さ20m以下
壁 面	1壁面1/4以下かつ 25㎡以下【景観条例】	1壁面1/3以下 かつ50㎡以下
突 出	低層部以下・1基10㎡以下 1面5㎡以下【南口第一】	1基40㎡以下 1面20㎡以下
地 上	1基30㎡以下 1面15㎡以下【先行地区に同じ】	1基150㎡以下 1面75㎡以下
懸垂幕	中層部以下・短期間（15日以内） かつ1建物1箇所【先行地区に同じ】	規制なし
窓 面	不 可【景観条例】	可
デジタル	不 可【景観条例】	可
案内誘導／自主組織	不 可【大通のみ】	可
経過措置	是正計画書（許可条件書）を添付【駅前通】	
景観手続	景観審査結果通知書を添付【大通のみ】	

【議論が深まった点】

大通公園の景観について（1）

【委員意見】

はぐくみの軸を踏まえて、札幌の歴史を考えれば、創成橋のところから南1条通近辺というのが札幌市内の商業地区の始まりとしてある。

明治の初期の地図を見ると、大通という軸、創成川という軸をもう一回見直さなければいけないのではないか。

景観的には重要であると思うのだが、議論の対象に大通東外れの北電のビルは、エリアに入れておいたほうがいいのではないか。

景観部門のほうでも、眺望の景観を考えていこうという動きがある。はぐくみの軸の「象徴性の継承」という意味においては、テレビ塔の裏側は大切になってくる。

大通公園の景観について（2）

【委員意見】

札幌市景観計画も見直しの時期に入ってくる中で、その中には定量的で、誰が見てもいいよね、悪いよねという項目のみが書かれている。しかし、どういう都市にしていくかという定性的な部分、誘導していく基準のようなものは景観計画の中で議論していく必要がある。

景観部門の分かりやすい指針が明快に出ていないと、この屋外広告物審議会としては、具体的な議論がなかなか出来ない。景観の中での屋外広告物という意味では、はぐくみの軸などをかなり具体化して、今後これをどのように方向づけていくかシンプルな構成でまとめた上で、市から意思伝達してもらわないと、市民も審議会委員としてもどうしたらよいか分からない。

デジタルサイネージについて

【委員意見】

整理として「デジタルサイネージの機能が十分に発揮できないおそれがあるため」ではなくて、「風致地区の景観を害する可能性があるから」というように、主従の関係をはっきりしていかなければいけない。

経過措置について（1）

【委員質問】

「一代限り、既存不適格の物件でも更新を認める」ということは何を意味するのか。建築基準法では、既存不適格が一代目とすると、それを補修したり何なりするとき、例えば、増築をすとか確認申請を出し直すとき現在の基準法で取り締まるので、建築確認申請が通らないというペナルティ的なものがある。屋外広告物の場合にはそのようなペナルティがないのであれば、どのように実効性を担保するのか。

【事務局回答】

この屋外広告物条例においては、3年に1度、更新許可を受けるタイミングがあります。その時に、建築基準法のように新基準に合っていないからという理由で許可されないというペナルティはありません。ただし、今回新しくする「是正計画書」の中で、今後の除却なり改修の見通しをしっかりと示していただくことを想定しております。

経過措置について（２）

【委員質問】

改修のレベルは、どこまでなら許されるのか。許されない改修もあるのではないか。

許可条件にもあるが、必要な管理を怠らないようにメンテナンスすることは、一つの改修の形であり、これを繰り返せば、ずっと継続許可が得られてしまうのではないか。

【事務局回答】

許可の条件としての日常のメンテナンスという意味での「改修」と、是正計画書の中で示していただきたい「改修」は意味が異なります。後者の改修は、あくまでも新しいルールに適合する工事を指します。その工事は、当然に一定の費用を要しますので、法定耐用年数や大規模改修のタイミングで、必然的に費用をかけなければならない時期に、しっかりと新ルールに適合させていくことを想定しております。

【委員意見】

「改修」という言葉が、幅が広く、分野によって捉え方が違うこともあり、混乱を招いているように思う。ならば、不適格広告物に対しては、適格化をさせていくという意味で、「適格化工事」という言葉にすれば明確になるのではないか。

香川県高松市や青森県弘前市、富山県などで、既存不適格物件の是正のために、助成金を出している事例があり、札幌市も参考にすべきではないか。

既存不適格の状態が長期に渡り改善しない場合には、マスコミに公表するという措置を検討してもよいのではないか

経過措置について（3）

【委員質問】

1回目の是正計画書を出す際に、広告物等の耐用年数の経過時に適格化を行うというところに丸をして、今回の3年ではやらないということで、2回目に出す際にも、またそこに丸をされるということでもよいとなると、ずっと行けるのではないか。

広告表示を変更しないメンテナンスは、市に対して何か申請する必要はないはずだが、そういった大規模改修などを行えば、一般的な財務上の耐用年数はぐんと延びる。こういう耐用年数が延びるメンテナンスをしたので、2回目の申請時にはさらに15年延びましたよという申請が上がってきた場合にどうするのか。

【事務局回答】

市の対応としては、最初の更新時点で申告された法定耐用年数が基準になると考えます。確かに耐用年数を少しずつ延ばすような技術があれば、半永久的に是正がなされないことになってしまいます。

市は一度許可をしたデータはしっかり保持していますので、許可手続きをする現場において、行政と看板の所有者もしくは業者との対話の中で、「最初は法定耐用年数が〇年でしたね、その間で新基準に適合させる見通しでしたよね」ということを確認していきながら改善を図っていくことになると思っております。

手続き・制度説明について

【委員意見】

新築の建物を建てて、自家用のビルや店舗名称の広告物を付けるときには、許可申請が必要になる場合がある。大抵の場合は足場のあるうちに広告物を付けるため、その許可書を添付しないと建築物の検査済証は下りないという連携が、行政と確認機関で取られているようだ。

ただ、建築物が建った後に広告物を付けるときはどうなのだろうと思って業者さんに聞いたら、「お客様から頼まれない限り許可申請はしない」と。「違反になるサイズで掲示するわけではないけれども、許可される範囲内であっても、お客様から頼まれない限り手続きしないことが多く、業者側から積極的には働きかけない」と。なぜかと聞いたら、結局、一度許可を取るとお金が継続的にかかるからということだった。

今、大通に掲げられている広告物の中で、違反ではないけれども、許可を取っていないものが相当数あるのではないか。今後の更新手続きの際に、新基準への適合を指導していくようだが、これが逆効果になって、申請控えを誘発することにならないか危惧する。

【事務局見解】

現在、市は「道路占用物件・屋外広告物適正化事業」という取組みを毎年行っております。これは特定した路線の広告物について、許可を取っているか否かを一つひとつ丁寧に調査し、適正手続きに繋げる事業です。

規制制度を知らない方、知っているけれども手続きを控えている方もいらっしゃると思いますので、この大通エリアも調査対象にすることも含めて、手続漏れなどがないようにしていきたいと考えております。

議論を受けての対応①

●北海道電力本社ビルへの説明

実施：10月27日（金）

総務部 管財企画グループ



市役所6階より



バスセンター付近より

議論を受けての対応②

●是正計画書における「適格化工事」の記載

(別添様式)

既存不適格広告物等に係る是正計画書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

設置者	住所(所在地)	Ⓜ
	氏名 (名称、代表者)	
	電話	

私が表示又は設置している下記の屋外広告物は、札幌市屋外広告物条例第9条の規定により指定された、大通地区景観保全型広告整備地区に係る許可基準に適合していませんので、次のとおり申し立てます。

記

許可番号	札 許 可 第 号
設置場所	札幌市中央区
表示内容	
広告物等の種類	
既存不適格内容	

上記屋外広告物の(改修/除却)計画 (改修か除却を○で選択)

①(改修/除却)を行う時期 「改修」は既存不適格の状態を是正する <u>適格化工事</u> を指す	ア 許可期間内 イ 許可の開始日から(年以内) ウ 広告物等の耐用年数経過時 エ その他()
②許可期間内に(改修/除却)を行わない理由	
③既存の広告物等の耐用年数	約 年(令和 年まで)

注:①はア～エのうち、該当するものを選択すること。

②は、①の回答がア以外の場合に、その理由を記入すること。

パブリックコメントについて

大通地区への屋外広告物規制の指定案について

皆様からの御意見を募集します。

～パブリックコメント手続の実施について～

大通地区への屋外広告物規制の指定案に対する皆様の御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見を参考に、上記の指定案を策定する予定です。また、皆様の御意見の概要及びこれらに対する本市の考え方は、後日ホームページ等で公表いたします。

御意見募集要領

1 募集期間

令和5年(2023年)11月15日(水)から令和5年(2023年)12月15日(金)まで【必着】

2 御意見の提出方法

●御持参・郵送・ファクスの場合

「御意見記入シート」を御利用いただき、募集期間内必着(最終日の17時15分必着)で下記提出先まで御提出ください。

御持参の場合は、平日の8時45分から17時15分の間にお持ちください。

●電子メールの場合

メールの件名を「大通地区への指定案について」と記載し、メール本文に氏名、住所、御意見の内容を入力の上、募集期間内必着(最終日の17時15分必着)で、下記提出先のメールアドレスに送信してください(ウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。)

3 留意事項

- ・お電話、口頭による御意見の受付はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・御意見の提出に当たっては、お名前・御住所の記入をお願いいたします(御意見の概要を公表する際、お名前・御住所は公表いたしません。)
- ・いただいた御意見に対する個別の回答はいたしません。

4 資料の配付・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎6階(建設局総務部 道路管理課) / 同2階(市政刊行物コーナー)
 - ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ※札幌市ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/pub-comment/r5_odori-chikushitei.html)

5 御意見の提出先

札幌市建設局総務部道路管理課(〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 市本庁舎6階)
ファクス 011-218-5134、電子メール dorokanri@city.sapporo.jp

令和5年(2023年)11月

札幌市

市政等資料番号
01-K01-23-2121

大通地区への屋外広告物規制の指定(案)について

御意見記入シート

お名前

御住所

〒 -

御意見

【実施結果】

期 間 / R5.11.15~R5.12.15
意 見 / 1件

※ 記入する欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

※ 御意見の提出に当たっては、お名前・御住所を御記入願います。

※ 御記入いただいた内容は、個人情報の保護に関する法律に従って、適正に取り扱います。

御提出・お問合せ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市建設局総務部道路管理課 担当 茂呂・西元寺

電話：011-211-2452、ファクス：011-218-5134

メールアドレス：dorokanri@city.sapporo.jp

- (4) 1 建築物につき、2 基以内とすること。
- (5) 高さが、建築物の低層部を超えないものであること。
- (6) 1 基当たりの合計表示面積が30㎡以下で、1 面当たりの表示面積が15㎡以下であること。



禁止される主な屋外広告物の例

- 立看板
- 電柱広告物
- アドバルーン
- デジタルサイネージ



(壁面に設置されたデジタルサイネージ)

提出意見

9ページ

> 禁止される屋外広告物、立て看板、等。

★ 大通公園内や、その周辺地区の歩道上で、宗教団体の勧誘員が、立て看板の下に車が付いたものを、歩道上に設置し、歩行者の通行の妨げと成っている。事実上の「広告カート型立て看板」とも言える。

直ぐに移動できる体制とは言え、通行量の多い歩道上に、立て看板という「障害物」を長時間置かれる事自体が、歩行者への通行妨害に当たる。

立て看板の下に車が付いていても、看板主が傍に立っていても、歩道上の立て看板は、全面禁止すべきである。

沿道ビル説明会について

札幌市役所道路管理課からのお知らせ

— 説明会のご案内 —

大通での屋外広告物（店舗看板等）規制を強化します
（景観保全型広告整備地区の指定）

屋外広告物は、その種類及び設置する場所等により、高さや表示面積などが制限されています。同時に、屋外広告物は街の景観形成の重要な要素であるため、その掲出には慎重な配慮を要します。

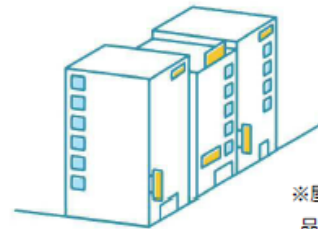
そこで現在、札幌市では、札幌駅周辺地区及び札幌駅前通北街区地区については、札幌市の玄関口として、札幌を象徴する都市空間であることを踏まえ、「景観保全型広告整備地区」に指定し、屋外広告物の特別な規制をしております。ここに掲出される屋外広告物は、デザイン性が高く、建築物や街並み景観の連続性に配慮し、世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた地区景観を創出するものでなければなりません。

このたび札幌市では、将来の大通公園周辺の景観向上のために、大通地区についても、景観保全型広告整備地区に指定することとしました。

つきましては、大通地区の関係者の方々を対象にした説明会を、以下の通り開催させていただきますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

記

日付 令和5年（2023年）11月27日（月）
時間 午後2時～（所要1時間）
場所 札幌市中央区北3条西3-1-6 札幌小暮ビル 7階
（TKP札幌カンファレンスセンター7A）



※屋外広告物は、ビル・店舗、商品等のマークや名称看板です。

お問合せ
札幌市役所道路管理課 TEL011-211-2452
担当者 茂呂・西元寺

【実施結果】

参加者 / 41名（全97ビル）
質疑応答 / 5件



説明会当日の様子

【質問1】

既存の中層階以上の突出し看板は、新基準がスタートした後、今のテナントが入れ替わった場合には掲出できないということになるか。

【回答1】

お見込みの通りです。新基準が開始すれば、今のテナント突出し看板は既存不適格物件になり、入れ替えることはできません。そのタイミングで除却いただくこととなります。

【質問2】

50年以上経つ老朽化したビルがある。今後10年以内の建替えの際に適格化したいが、それまで待ってもらえるか。

【回答2】

今回の基準は、経過措置の年数を区切るものではない。是正計画書に具体的見通しを記載いただければ、市としては推移を見守りたい。

【質問3】

単なる改修と除却のコストを比較して、改修の方が大幅に安い場合はどうするか。市は基準遵守を徹底するのであれば、補助金を出すべきではないか。

【回答3】

基準に適合しない延命化の改修ではなく、費用をかけるのであれば適合する工事をお願いしたい。また、新基準の告示後、即座に除却することとはしていない。法定耐用年数まで10年間を超すケースや、1回更新許可すれば、3年間は時間的猶予ができるので、その間に資金の手当ても含め、適格化を検討いただきたい。実績として、京都市のように補助金を設けるのではなく、関係者の自主性により基準の浸透を図っていきたい。

資料 4

大通地区と駅前通地区の 交差部分の取扱いについて

●大通地区と駅前通地区の基準相違点（例）

	大通地区	駅前通地区
屋上広告	×	○
壁面広告	1壁面1/4かつ25㎡以下	1壁面1/3かつ50㎡以下
窓面	×	○
デジタル	×	○



エリア交差部分

●考慮すべき景観の連続性

【大通地区】

風致地区であるだけでなく、テレビ塔から資料館を抜けて大倉山まで、大都市の都心部にあって、異例に特徴的な眺望に恵まれている

【駅前通地区】

札幌駅と大通公園を結ぶメインストリートであり、更に南側にはすすきの地区が位置しているため、規制は緩やかに変化する

☞ 大通地区の景観は駅前通地区よりも、更に配慮の必要性が大きいのではないか

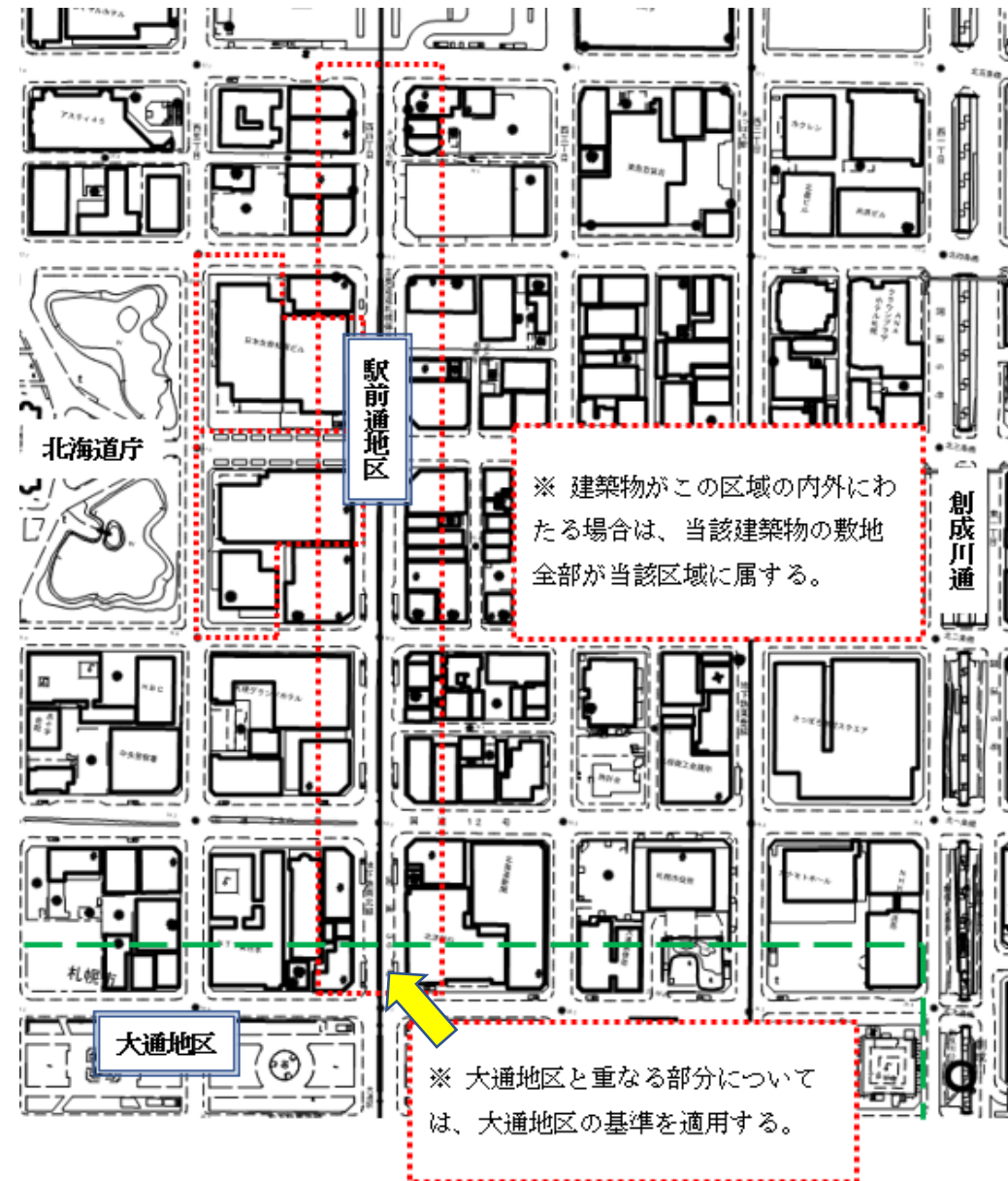
駅前通地区の指定告示図(案)



特徴的な眺望

●基準の方向性（結論）

大通地区における景観の連続性を保持する観点から、大通地区の基準を適用することが妥当である



指定告示（案）について

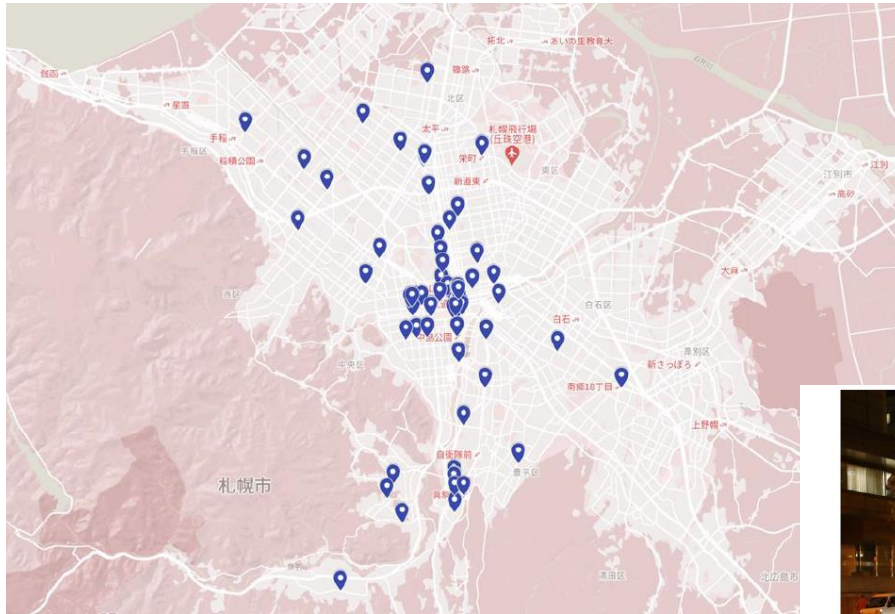
⇒別紙の通り

その他／バス停上屋への デジタル広告について



【背景】

- 平成20年より札幌市内で展開
- 現在市内73カ所に設置済み
- 内部はポスターで、内照式になっている
- 昨今の広告業界事情により、デジタル広告の需要が高まっている
- 他都市では現状のポスター式上屋を、デジタル式に切替えた例もある



【現状と動機】

- バス会社は、管理費用を節約できる
- 行政は、公共交通の利便性を維持できる



北海道中央バス 32基



ジェイ・アール北海道バス 20基



じょうてつバス 16基



北都交通 5基

【提案者より】

- 市内中心部で実証実験をしたい
- 他都市では事故事例は無い

札幌市内に合計73基設置済
今後5年間で30基を増設する計画

提案者／エムシードゥコー株式会社

本 社／ 東京都千代田区

設 立／ 2000年（三菱商事(株)とジェーシードゥコー(株)※との合併会社）

※フランス本社の世界最大の屋外広告物事業者



ストリートファニチャ

B-Stop® / 広告付きバス停
スマートパネル / 広告付き公共サイン
シクロシティ / サイクルシェアリング



ショッピングモール広告

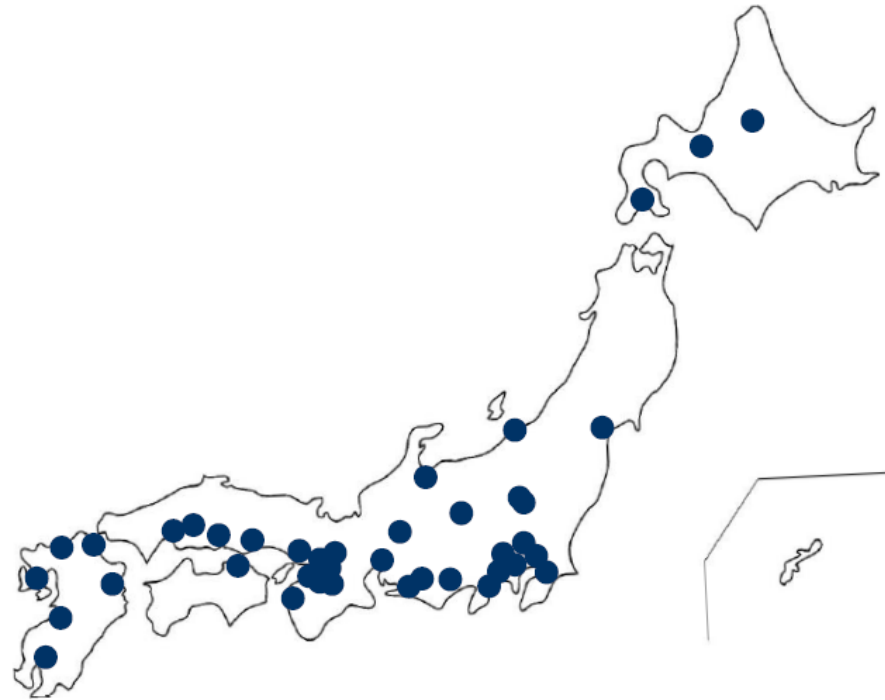
Mallscape® / モールスケープ
イオングループ、7&Iグループ 他



空港広告

関西国際空港
伊丹空港

展開状況



デジタル

B-Stop®

札幌
旭川
函館
新潟
仙台
富山
長野

東京
横浜
川崎
千葉
さいたま
前橋
藤沢
相模原
横須賀
柏
前橋/高崎

名古屋
浜松
静岡
岐阜
豊橋

広島
岡山
福山
倉敷
高松

福岡
北九州
大分
長崎
熊本

神戸
大阪
西宮
和歌山
東大阪
奈良
吹田
京都
堺

Cyclocity®

富山



Smart Panel

東京
横浜
川崎
名古屋
富山
鹿児島

掲出広告： 動画+静止画切り替え(6秒毎)のループ



Dior
(6秒)



講談社
(12秒)



ヴァシュロン
コンスタンタン
(20秒)



Piaget
(6秒)



エムシードウコー
(6秒)



Dior
(6秒)



仙台市／青葉通りの実例

札幌市の対応状況

【検討会議の実施】

日 時：令和5年12月22日

出席者：森朋子先生（札幌市立大学／屋外広告物審議会）

岡本浩一先生（北海学園大学／景観審議会）

北海道警察本部（中央警察署）

札幌市（道路・景観・交通・企画）

主な意見

○バス停という比較的小さな物件だが、デジタル化という大きなテーマでもあり、それが市中の道路に進出することについて、市としてのビジョンはあるのか。

○提案者は、他都市での実験後アンケートでは「デジタル広告に8割の人は気付かない」と安全性を説明しているが、一方では、公道で唯一のアイレベル広告の存在意義を強調している部分が気になる。

○道路側に平行方向に向けたパネルは、運転者への影響を心配する。

○特に夜間の顕在性は特筆するべきで、極めて憂慮する。

結論 『暫定的に、広告物活用地区（すすきのエリア）において実施する』

すすきのエリア（広告物活用地区）＝**3か所**のバス停広告あり



出席者から「なし崩しにならぬ様、広告物活用地区は、広告物を自由に活用する地区というビジョンがあるためにこの結論となった、という整理が必要」との指摘あり

● 検討事項

【試行前】

- ・ 設置版面
- ・ 広告内容
- ・ 遷移速度
- ・ 照度
- ・ 掲出期間等

【試行後】

- ・ アンケート
- ・ 許可基準等

● 今後のスケジュール

	想定事項
2月	エムシードゥコー社による実施説明
3月	有識者会議①（課題の整理）
4月	
5月	有識者会議②（課題のクリア）
6月	設置工事
7月	掲出開始

☞ 当審議会へ
適宜の経過報告

令和 年告示第 号

札幌市屋外広告物条例（平成 10 年条例第 43 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定により、景観保全型広告整備地区を指定し、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の表示及び設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）並びに広告物等の表示又は設置の許可の基準（以下「許可基準」という。）を定めたので、条例第 29 条第 4 号の規定により次のとおり告示し、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広

1 景観保全型広告整備地区の名称

大通地区景観保全型広告整備地区

2 景観保全型広告整備地区の区域

前項の景観保全型広告整備地区の対象となる区域は、次に掲げるとおりとする。

都市計画道路「大通」の南北の道路境界からそれぞれ外側に 30m の線、都市計画道路「創成川通」の西側道路境界及び市道「西 14 丁目通」の東側道路境界に囲まれた区域

ただし、建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項に規定する建築物をいう。以下、この告示において同じ。）が前号に定める区域の内外にわたる場合においては、当該建築物の敷地（建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）第 1 条第 1 項に規定する敷地をいう。）の全部について当該区域に属するものとする。

3 基本方針

(1) 世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた活力のある地区景観の創出

ア 広告物等の表示及び設置に当たっては、建築物のデザイン及び街並み景観の連続性に配慮する。

イ 風致地区である大通公園や周辺の歴史的資源との調和を考慮し、広告物等の設置箇所・規格・色彩等について十分に配慮する。

(2) デザイン性の高い優れた広告物等の創出

ア 当該景観保全型広告整備地区内では、優れたデザインの広告物等の創出に努め、地区景観の向上を図るものとする。

4 許可基準

(1) 当該景観保全型広告整備地区に係る許可基準は、次に掲げるもののほか、別表 1 のとおりとする。

ア 都市景観及び自然美に調和し、かつ、そのデザイン性が高いものであること。

イ 面積、形状、色彩、数量及び表示又は設置する位置は、広告物等を表示又は設置する建築物及び街並み景観の連続性に配慮したものであること。

ウ 構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。

エ デジタルサイネージを使用しないものであること。

オ 道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること。

カ そのデザインについて、景観行政団体の長と協議を経たものであること。

(2) 社会情勢や地区を取り巻く環境の変化、技術の進歩等によりこの許可基準を改正し、又は新たに許可基準を定めようとするときは、当該景観保全型広告整備地区内の地権者、事業者及び建物

の所有者の意見を聞くものとする。

5 経過措置

- (1) この告示の施行の際現に当該景観保全型広告整備地区に条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置している広告物等については、当該許可基準にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。
- (2) 前号の広告物等について、条例第3条第4項の規定による許可を受けようとする場合は、条例施行規則第3条第1項及び条例施行規則第4条第1項に規定する書類に加え、「既存不適格広告物等に係る是正計画書」(別添様式)を添付するものとする。

別表 1

種類	許 可 基 準
屋上広告物	<u>屋上広告物は、認めない。</u>
壁面広告物	<ol style="list-style-type: none">(1) 自家用広告物であること。ただし、短期、臨時的(概ね15日)に掲出される広告物については、この限りでない。(2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。<ol style="list-style-type: none">ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークイ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等ウ 臨時的に掲出される懸垂幕(掲出位置及び形状を変えないこと、その表示内容を短期間(概ね15日)で変更する広告幕をいう。以下同じ。)(3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。(4) 中層部以上の壁面に表示又は設置する場合は、臨時的に掲出される懸垂幕を除き、チャンネル文字により表示すること。(5) 1壁面(水平方向からの1見付面をいう。)における合計表示面積がその壁面の見付面積の<u>4分の1以下で、かつ、25平方メートル以下</u>であること。(6) 同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を2個以上設置しないこと。ただし、建物若しくは施設の名称又は案内誘導広告物を除く。(7) 広告物等を設置する壁面の上下端又は両側端を超えないこと。(8) <u>建築物の窓面に表示しないこと。</u>(9) 取付壁面からの出幅の部分に広告物を表示しないこと。(10) 臨時的に掲出される懸垂幕の掲出箇所は、1建物につき、1箇所とすること。

種類	許 可 基 準
突出 広告 物	(1) 自家用広告物であること。 (2) 中層部以上の高さに設置しないこと。 (3) 2基以上設置する場合は、統一したデザインであること。 (4) 1基当たりの合計表示面積が <u>10平方メートル以下で、1面当たりの表示面積が5平方メートル以下</u> であること。 (5) 取付壁面からの出幅は、1メートル以下であること。 (6) 広告物等を設置する壁面の上下端を超えないものであること。 (7) 道路上に突き出す場合は、落雪等の防止策を施したものであること。
地上 広告 物	(1) 自家用広告物であること (2) 地中に基礎を設けた堅牢なものであること。 (3) 2基以上設置する場合は、統一したデザインであること。 (4) 1建築物につき、2基以内とすること。ただし、都市再生特別地区内の建築物を除く。 (5) 高さが建築物の低層部を超えないものであること。 (6) 1基当たりの合計表示面積が30平方メートル以下で、1面当たりの表示面積が15平方メートル以下であること。 (7) 都市再生特別地区内においては、1建築物における合計表示面積が60平方メートル以下であること。 (8) 道路上に突き出す場合は、落雪等の防止策を施したものであること。
そ の 他	柱状広告物、立看板、電柱広告物、アドバルーン広告及び <u>デジタルサイネージ広告は、認めない。</u>

備 考

- 1 低層部とは、建築物の低層部分で、その高さは建築物の1階から3階までの部分をいう。
- 2 中層部とは、建築物の中層部分で、その高さは建築物の4階から7階までの部分をいう。
- 3 高層部とは、建築物の高層部分で、中層部を超える高さの部分をいう。

(別添様式)

既存不適格広告物等に係る是正計画書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

設置者	住所(所在地)	
	氏名 (名称、代表者)	印
	電話	

私が表示又は設置している下記の屋外広告物は、札幌市屋外広告物条例第9条の規定により指定された、大通地区景観保全型広告整備地区に係る許可基準に適合しておりませんので、次のとおり申し立てます。

記

許可番号	札 許可第 号
設置場所	札幌市中央区
表示内容	
広告物等の種類 ・ 既存不適格内容	

上記屋外広告物の(改修/除却)計画 (改修か除却を○で選択)

①(改修/除却)を行う時期 「改修」は既存不適格の状態を 是正する <u>適格化工事</u> を指す	ア 許可期間内 イ 許可の開始日から(年以内) ウ 広告物等の耐用年数経過時 エ その他()
②許可期間内に(改修/除却)を行わない理由	
③既存の広告物等の耐用年数	約 年(令和 年まで)

注:①はア～エのうち、該当するものを選択すること。

②は、①の回答がア以外の場合に、その理由を記入すること。

【大通地区景観保全型広告整備地区・区域図】（大通西1丁目～7丁目）



【区域について】大通の南北の道路境界からそれぞれ外側に30mの線、創成川通の西側道路境界、西14丁目通の東側道路境界に囲まれた部分。建築物がこの区域の内外に渡る場合は、当該建築物の敷地全部が当該区域内に属する。

同（大通西7丁目～13丁目）



【区域について】 大通の南北の道路境界からそれぞれ外側に30mの線、創成川通の西側道路境界、西14丁目通の東側道路境界に囲まれた部分。建築物がこの区域の内外に渡る場合は、当該建築物の敷地全部が当該区域内に属する。(再掲)